

「情報商材」の購入トラブル 「簡単に高収入」ありえず

「情報商材」とは、インターネットで販売されているお金のもうけ方などに関する情報のことです。近年、メールや会員制交流サイト（SNS）をきっかけに情報商材の販売サイトに誘導され、「確実にもうかる」と強調した情報商材を高額で購入したが、全くもうからなかったなどのトラブルが増えています。

▼SNS で知り合った女性から紹介を受け、指示された URL から無料の情報商材をダウンロードした。案内があった業者に電話をかけると「今なら先着 5 人だけ月収 300 万円稼げる」「100%返金保証」「この電話での申し込みだけが有効」と勧誘され、50 万円のコースをクレジットで契約した。

その後、SNS やブログに指定の広告を張り付ける作業を行ったが、高額な収入にはつながらなかった。返金保証を求めたが「要件が合わない」と、はぐらかされてしまった。（50代 男性）

▼「スマホからブランド品の写真をコピーして通販サイトに載せるだけ」「月収 100 万円」と広告にあった情報商材を 30 万円で購入した。業者から提供されたアプリを使って作業していたが、1 カ月後にアプリが作動しなくなった。業者に問い合わせたが返信がない。結局は収入も得られず、消費者金融で借りた 70 万円の返済ができない。（20代 女性）

多くの情報商材の広告には簡単に稼げるとか、短時間で高収入が得られるなどと強調されています。しかし、もうかる仕組みの具体的な内容を事前に確認することはできません。また、トラブルが生じても、契約後の返金や解約に業者が応じてくれないケースがほとんどです。被害にあわないために、次の点に留意しましょう。

- ① 広告を信じて資料請求するなど、安易に業者と関わりを持つことは避けましょう
- ② 誰でも簡単に高収入が得られるなどという「うまい話」はありません。また「返金保証」や「絶対」「確実」などの断定的な広告には注意が必要です
- ③ ビジネスの仕組みや仕事の内容について十分な説明がない契約や、もうかる理由が自分で理解できないような契約は、絶対にしないことが大切です。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話 058-277-1003 です。

（開設時間：平日 8：30～17：00）

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付

消費者ホットライン ☎（局番なし）188 番（いやや！）

※☎（局番なし）188 番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。